

平成 24 年度 大阪広域水道企業団首長会議 議事概要

日 時：平成 25 年 1 月 25 日（金） 14：00～15：40

場 所：プリムローズ大阪 鳳凰の間

出席者：名簿のとおり

【議事概要】

1. 審議事項

(1) 用水供給料金の値下げ案について

(2) 工業用水道の基本使用水量の減量案について

議 長： 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

本日は、公務ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より皆様方には、企業団の運営に当たり、ご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、早速ではございますが、お手元にお配りいたしております次第の順序に従いまして、会議を進行させていただきます。

最初に「用水供給料金の値下げ案」及び「工業用水道の基本使用水量の減量案」について、一括で、ご審議いただきたいと考えております。ご案内のとおり、企業団の用水供給料金につきましては、昨年 1 月の首長会議でご承認いただきました「大阪広域水道企業団将来構想アクションプラン 2012」におきまして、平成 25 年度以降の料金値下げについて、直近の経営状況を踏まえながら、平成 24 年度中、今年度中に検討するとお示ししたところでございます。

こうしたことから、企業団では、用水供給料金値下げの検討を行いますとともに、併せて工業用水道につきましても、基本使用水量の減量について検討を行ってきたところでございます。これらにつきまして、事務局の考え方がまとまりましたので、本日、皆様方にご審議をいただきたいと存じます。

それでは、審議事項のうち、1 点目の「用水供給料金の値下げ案」及び 2 点目の「工業用水道の基本使用水量の減量案」について、一括して事務局から説明を願います。

事務局： それでは、ただ今ご案内のありました審議事項の「用水供給料金の値下げ案」「工業用水道の基本使用水量の減量案」につきまして、ご説明をさせていただきます。資料 1 の 1 ページ＜用水供給料金の値下げ及び工業用水道の基本使用水量の減量に係る検討スケジュール＞という資料をご覧ください。

府内の受水市町村におかれましては、施設の老朽化に伴う改良更新事業費の増大など、厳しい経営環境におかれている状況です。受水費の負担軽減が大きな課題のひとつとなっているところでございます。このような背景の中、用水供給料金の値下げに

つきましては、平成 24 年 3 月に公表いたしました企業団のアクションプランにおきまして、平成 25 年度以降の実施に向けて、今年度中に検討することと位置付けられたところでございます。このことを受けて、これまで、企業団の運営協議会などの場を通じて、受水市町村の皆様と協議を重ねるとともに、学識経験者など外部の有識者からなる経営・事業等評価委員会におけるご意見などもいただきながら検討を進めてまいりました。本日は、その検討内容につきましてご説明させていただき、その後は企業団議会の 2 月定例会でのご審議を経て議決をいただきましたら、用水供給料金については本年 4 月から、また、あわせて検討してまいりました工業用水道の基本使用水量の減量については春ごろから募集を開始し、秋ごろには実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず用水供給料金の値下げ案につきましてご説明させていただきます。資料 1 の 2 ページ<用水供給事業の将来収支見込の試算条件>をお開きください。結論から申し上げますと、本日お示しする案は、時期は本年 4 月から、現行で 1 m³あたり 78 円の用水供給料金を 3 円値下げして、75 円とさせていただくというものでございます。この値下げを踏まえた今後の経営収支の将来見込でございますが、まずは試算にあたっての主な条件についてご説明させていただきます。

試算期間は、現在の施設整備マスタープランの期間と同じ平成 41 年度までとさせていただきます。次に、収益につきましては、平成 21 年度に実施いたしました水需要見込みをベースに、直近の給水実績を一定考慮した水量見込をもとに、現在の料金単価 78 円で試算した「シミュレーション 1」、3 円値下げの 75 円で試算した「シミュレーション 2」の 2 つのケースについて試算いたしました。次に、費用につきましては、基本的には直近の決算である平成 23 年度決算をベースとしておりますが、平成 24 年度は 2 月定例会に提案を予定しております 2 月補正予算ベース、平成 25 年度は当初予算ベースとし、改良事業費につきましては現行の施設整備マスタープランの事業費である 2,855 億円をベースとして試算いたしました。その他、今回特に考慮すべき事項といたしまして、「①昨今の電力事情による電気料金の値上げに伴う影響 (20% UP)」、「②みなし償却制度の廃止など公営企業会計制度の見直しに伴う影響」、「③国において実施予定の消費税率の変更に伴う影響」などについても、現時点で見込みうる影響額を織り込んで試算いたしました。

その結果が、次ページの 3 ページのシミュレーションとなっております。まずは、現行料金の 78 円で試算したシミュレーション 1 でございますが、単年度損益欄をご覧ください。平成 24 年度から 25 年度にかけて大幅に収支が改善しておりますのは、琵琶湖開発事業にかかる減価償却が一定終了し、減価償却費が大幅に減少したことによるものでございます。その結果、今後収支の改善が図れますことから、平成 22 年度決算において計上いたしました水源開発事業からの撤退に伴う累積損失につきましては、このままいきますと、解消期間は 6 年間で、平成 31 年度には解消予定となっております。また、企業債の発行につきましては、現行では改良事業費に対して約 3 割程度の充当率で発行しておりますが、現在の計画事業費ベースで、今後資金状況が最も逼迫

する平成29年度で約54%まで上昇いたしますが、その後は低下し、平成34年度以降、シミュレーション上は発行の必要がなくなるという見込みでございます。その結果、平成41年度末の企業債残高は約537億円まで減少する見込みとなっております。

次に4ページの3円値下げのシミュレーション2をご覧ください。まずは単年度損益についてでございますが、3円値下げによる料金収入の減少は年間約15億円でありますことから、シミュレーション1と比べますと、収支も毎年約15億円悪化することとなります。それでもおよそ25億から35億円前後の黒字基調を維持できる見込みであり、累積損失の解消期間は先ほどの6年間から10年間まで延びてしまいますが、平成35年には解消する見込みとなっております。

また、料金収入の減少に伴い、手元の事業資金が減少いたしますことから、企業債の発行を増加させることとなりますので、改良事業費に対する充当率が平成29年度で約66%まで上昇いたします。その結果、平成41年度末の企業債残高についても約706億円と、シミュレーション1と比べますと、約170億円の増加となる見込みでございます。このように、財務状況は多少悪化する見込みではございますが、累積損失についても前回の平成22年度の値下げ時と同様に約10年間で解消する見込みであることや、企業債残高を抑制しつつ、今後の事業運営に必要な資金の確保も可能であると見込まれることなどから、今回は3円の値下げをさせていただきこととし、企業団議会の2月定例会に、関連いたします条例改正案並びに予算案を提出させていただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

次に工業用水道の基本使用水量の減量についてご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。工業用水道事業会計につきましても、水道事業会計と同様に平成25年度以降、琵琶湖開発事業にかかる減価償却費の減少による収支改善が見込まれることなどから、今回は受水企業からの要望が強い基本使用水量の減量を実施させていただきたいと存じます。試算条件については、ほとんどの条件が用水供給事業会計の場合と同じでございますので、詳細な説明は省略させていただきますが、減量の規模は受水企業とのコミュニケーションの中から得られた感触から、今回は3万トンとさせていただきこととし、収入の箇所に記載しておりますとおり、このまま減量を行わない場合のシミュレーションAと、日量3万トンの減量を行った場合のシミュレーションBの2つのケースについて試算させていただきました。

その結果のシミュレーションでございますが、6ページのシミュレーションAをご覧ください。単年度損益欄の平成24年度から25年度にかけて収支が改善しておりますのは、琵琶湖開発事業にかかる減価償却費の減少に伴うものでございます。その後も、ご覧のとおり経営収支は順調に推移するものと見込まれます。次に7ページのシミュレーションBをご覧ください。日量3万トンの減量に伴う料金収入の減少は年間でおおよそ4.3億円でありますことから、減量実施後のシミュレーションBは実施前のシミュレーションAと比べて毎年約4億円強の損益収支の悪化につながることであります。しかしながら、それでもご覧のとおり経営収支は黒字基調を見込んでいます。

ろであり、特に経営に支障をきたすような状況にはないことから、今回は3万トンの減量を実施させていただきたくこととし、関連予算案を企業団議会の2月定例会に提出させていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。なお、8ページには今回の値下げ及び減量に関する経営・事業等評価委員会からの意見具申書をご参考までにつけさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

議 長： それでは、ただ今の2件につきまして、審議に入らせていただきます。ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

<意見、質問なし>

用水供給料金の値下げ案及び工業用水道の基本使用水量の減量案につきましては、事務局案のとおりでご異議はございませんか。

<異議なし>

ご承認をいただき、ありがとうございます。ただ今ご承認をいただきました「用水供給料金の値下げ案」及び「工業用水道の基本使用水量の減量案」の考え方につきましては、企業団議会2月定例会の提出予定議案である「平成25年度当初予算案」に反映し、企業団議会でご審議をいただくこととします。なお、平成25年度当初予算案につきましては、報告案件として、後ほど事務局より報告がございますので、よろしくお願い致します。

(3) 府域一水道に向けた統合条件について

議 長： 続きまして、3点目の「府域一水道に向けた統合条件について」の審議に移らせていただきます。本件に関しましては、昨年の10月22日に開催を致しました「第3回水道事業統合検討委員会」におきまして、懸案となっております大阪市との統合条件を含め、府域一水道に向けた課題・統合条件について、42市町村で議論を開始し、一定の考え方を整理した後、大阪市との統合条件について、第4回水道事業統合検討委員会及び43市町村の首長会議において議論をすることが確認されたところでございます。この「府域一水道に向けた統合条件」につきましては、これまで企業団の運営協議会でご議論をいただいていたところであり、本日は、運営協議会でのご意見をご紹介させていただいた上で、統合条件案について、ご審議をいただきたいと存じます。それでは、審議事項のうち、3点目の「府域一水道に向けた統合条件」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局： 「府域一水道に向けた統合条件（案）について」説明させていただきます。

第3回水道事業統合検討委員会において、大阪市との統合条件を含め、府域一水道に向けた課題・統合条件について、42市町村の考え方を整理することが確認され、昨年11月に「府域一水道に向けた課題・統合条件に関するアンケート」を実施させていただきました。そのアンケート結果を基に、各ブロックにおいて意見交換会を開催していただいたところ、水道事業主催者の皆様から多数のご意見を頂戴しました。頂戴したご意見については、資料2の2ページの参考資料でございます。

まず資料2の2ページをご覧ください。「各ブロックの意見交換会における主な意見」については、ここに記載の3点でございます。まず、ご意見の1点目でございますが、大阪市長から提案のあった4つの項目、「資産」、「技能職員」、「外郭団体」、「処分後の土地の利活用」の項目についてのみを先行して議論し、「会計」、「施設整備水準」、「経営状況」など、その他の項目については継続協議とすべきといったご意見をいただいております。継続協議をする理由として、経営状況や施設整備水準などについては、市町村によって地理的条件や市街化の状況が異なるため、その条件設定には十分に時間をかけて議論することが必要であるというご意見でございます。次に、ご意見の2点目でございますが、特に3つの項目、「資産」、「技能職員」、「外郭団体」の項目につきましては、「これまでの企業団のスタンスを変えるべきではない」といったご意見をいただいております。大阪市に示した統合条件の3つの項目については、これまでの統合協議の中で議論してきた内容であることから、スタンスを変えるべきでないというご意見をいただいたものと理解しております。最後に、ご意見の3点目でございますが、「統合の条件はきちんと整理すべき。最初にきちんと条件を整理し、その条件に合致すれば統合されるようにすべきだと思う。統合条件に係る協議を安易に進めていくことは問題であると思うので、十分時間をかけて協議して欲しい。」といったご意見をいただいております。

意見交換会でいただきましたこれらのご意見やアンケートのご意見を踏まえまして、運営協議会の総会で一定整理をさせていただいたものが、1ページの「統合する際の条件について（案）」でございます。

資料2の1ページをご覧ください。まず、「資産」に係る統合条件案でございますが、ここに記載のとおり、「市町村の水道事業に係る資産は、負債もあわせて企業団が無償で承継する」、さらに、「自己水源については、市町村の意見を尊重する」という条件案とさせていただきます。その理由でございますが、右の考え方の欄をご覧ください。まず、1点目ですが、企業団としては、市町村との統合により市町村水道事業を企業団で実施することになるため、当該事業の実施に必要な資産は無償で承継したいと考えているものでございます。また、2点目ですが、自己水源については、危機管理面等でも重要であると考えますので、その取扱いについては、市町村と十分に協議した上、市町村の意見を尊重したいと考えているものでございます。現在、企業団が供給している水の量は、大阪市を除く府内42市町村で使われる水の約7割であり、残りの約3割については市町村の自己水が活用されていること、また危機管理の面からも市町村の自己水源は必要なものと考えておりますので、ご理解のほど、よろ

しくお願いしたいと思ひます。

次に、「技能職員」及び「外郭団体」に係る統合条件案でございますが、この2つの項目につきましては、これまで統合協議の中で整理してきた原案どおりのままとさせていただきます。技能職員に係る統合条件案につきましては、資料のとおり、「企業団は、技能職員は持たない。ただし、企業団職員が行っている業務に従事している市町村の技能職員については、職種変更の上、企業団が受け入れる」、また、「外郭団体」に係る統合条件案につきましては、「企業団は外郭団体を持たない」ということにさせていただきたいと考えております。その理由でございますが、企業団としては、『民でできるものは民に』の考え方のもと、府水道部の時代に技能職員及び外郭団体を廃止しているものであり、今後とも技能職員及び外郭団体は持たないこととしたいと考えているためでございます。

次に処分後の「土地の利活用」に係る統合条件案でございますが、「水道事業で使用しないという判断及びその土地の売却については、市町村と十分協議した上、企業団が行う。跡地利用に係る計画立案のイニシアティブは、企業団に資産を引き継いだ市町村が持つ。」ということにさせていただきたいと考えております。その理由でございますが、市町村との統合により企業団が承継した土地については、企業団が売却を行うが、跡地利用に係る計画立案のイニシアティブについては、地域経済の活性化等の観点から、企業団に資産を引き継いだ市町村が持つことが適当であると考えております。なお、この資料には記載をしておりますが、本件につきましては、第3回水道事業統合検討委員会において、このような内容でご議論いただいていることも、理由の一つでございます。

以上、先行審議項目としては、この4つの項目について整理をさせていただきました。この資料にあります4つの条件については、企業団と統合する際の条件とすることにつきまして、本日の首長会議でご確認をいただき、ご確認をいただきましたら2月に予定しております第4回検討委員会に答えを返していきたいと考えております。また、これら4つの項目を除いた、「会計」、「施設整備水準」、「経営状況」など、その他の項目につきましては、意見交換会で頂戴しました「経営状況や施設整備水準などの条件設定については、地域条件や市街化の状況が市町村それぞれで異なることを考慮すべき」などのご意見を踏まえまして、継続協議とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

次に、資料2の3ページ、当面のスケジュールでございますが、本日の42市町村の首長会議で「統合する際の条件」についてご確認をいただきましたら、2月中旬以降に予定しております第4回検討委員会において、本日の案件に加え、未整理事項である「統合メリットの共有手法」「大阪市工業用水道事業の経営健全化策」「技能職員の業務の委託手法」「重要事項の意思決定に関するガバナンスの仕組み」も併せて、大阪市との統合案をお示ししますので、これらについてご議論いただく予定です。第4回検討委員会において、大阪市との統合案についてご承認をいただきましたら、2月中を目標に43市町村の首長会議を開催できるよう調整し、43市町村で大阪市との統合

案について議論していただきます。なお、大阪市との統合案については、3月の市町村議会において検討状況のご報告をしていただき、市町村議会のご意見をお聞かせいただければと考えております。また、企業団議員定数や配分等については、43市町村の首長会議で大阪市との統合案のご承認をいただいてから、企業団議会や市議会議長会及び町村議長会と調整を図ってまいりたいと考えております。25年4月を目途に全ての項目について整理を行い、早ければ25年5月・6月の市町村議会に、大阪市と統合するための規約改正案が提案できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上で、「統合する際の条件について」及び「当面のスケジュール」についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長： それでは、ただ今の件につきまして審議に入ります。ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

交野市長： 交野市でございます。まず確認しておきたいのですが、参考資料の4ページに、府域一水道については期限を切らないという確認がされていますが、全市町村で一気に統合するのか、それとも条件が整ったところから随時統合していくということなのか、その辺りのところがはっきりしないので教えてください。

事務局： 資料2の4ページの参考資料については、第3回検討委員会の資料の一つでございます。ここでの確認事項を元に、第3回検討委員会で議論をいただきました。その中では確認事項のA欄の上に記載してありますとおり、A欄に記載の3点、これが先ほどの3つの条件です。「資産は企業団に無償で譲渡する」「企業団は技能職員を持たない」「企業団は外郭団体を持たない」という3つの点について、企業団と統合する際の共通ルールとすることを42市町村に確認してもらえるのであれば、大阪市は、B欄に記載する3点、ここで言う1点目が、府域一水道については期限を切らない、この点について異論を唱えないということで、府域一水道については期限を切らないことを確認するというところでございます。

交野市長： 先日、アンケート結果を見せていただきまして、多くの自治体の皆さんが統合に前向きだという結果を見せていただきまして、少し驚いているわけでございます。ただ、私は、昨年の8月の会議で申し上げましたが、市長として、市民の暮らしや安全・命を守っていくのは我々の大きな役割であると思っているところで、前にも申しましたが、9月3日に新しい浄水場が稼働したとことで、議会や市民に対して、交野市が自己水を持って企業団に入るという理解をいただくことは、ほぼ不可能であろうというふうに感じております。ただ、統合条件について十分検討いただいて、それで皆様方がこの条件の中で統合されるということについて、当方が反対といって足を引っ張るつもりは毛頭ございませんので、できるところから統合していただいて、我々もいつまでもこの状態で進めていけるかどうかわかりませんので、時期が来れば、もしかする

と一緒にいらさせていただくということもあろうかと思えます。アンケートの中で、数少ない「×」を書いた一人でございますが、ただ、他が企業団と一緒にすることに我々が足を引っ張る権利は何もございませんので、その点だけ申し上げたいと思えます。

議 長： 大阪市長と確認させていただいたのは、42市町村の状況が様々であり、まず入れるところから入って行く、そして、状況が整っていないところは、それぞれ、中で議論させていただいて、条件整備していくということの了解をいただいています。今、交野市長が発言されたとおり、府域一水道については期限を切らないということで確認をさせていただいていますので、よろしく願いいたします。

枚方市長： 4つの項目のみ先行議論し、その余の事項は継続協議とすべきということですが、この中に書かれている会計とはどういうことを意味しているのでしょうか。前回では、企業団もあるいは大阪市水道もそれぞれがメリットを享受できるという、そういう前提に立てば、会計を大阪市水道会計は別に残す。企業団という経営体は一つになるけれども、会計は企業団会計と大阪市水道会計が残るという話がこの会計ということの意味なのか、そこをまず確認させてください。

事務局： 継続審議項目になっている会計につきましては、まず企業団の持つ用水供給事業会計と各市町村で事業運営している末端水道事業会計について統合していくべきか、当面は別々の会計の形とするのかという点と、今後、各市町村の統合が行われることを想定しまして、市町村水道の末端給水事業会計同士の統合をどのように考えるのか。この点について継続して審議していく必要があるものと考えているということで、継続協議項目とさせていただいています。

枚方市長： 会計が今後の継続協議の中身であるということは分かりました。ただ、継続協議のこの問題は大きいと思えます。特に大阪市水道と企業団水道とが、お互いそれぞれの統合メリットを享受する、特に会計上・財務上のメリットの享受という事になればこれをどうするかは非常に大きいと考えています。そういう意味では、今後、次のスケジュールに関わる事になりますが、この問題はどちらかに割り切るということは早急にひとつの考え方を持たないといけないと思えます。その前提に立って交野市長もおっしゃったように、私も以前から発言していますが、正直積然としません。もし、企業団会計と大阪市の末端給水会計とが別に存在すれば、確かにお互いのメリットはあるかもしれませんが、企業団会計にとって一体いくらのメリットが発生するのでしょうか。確か10億あるかないかという話だったと思えますが、それで本当に実行するのでしょうか。本当に経営学的に見てそれを統合というのか、その部分がずっと疑問に思っています。その部分のところを他の首長の皆様はどう考えておられるのか、私は積然としません。

というのは、元々のスタートがお互いにメリットがあればやりましょうという事だ

ったのですが、会計を分けてそれぞれ不可侵で自分のところは自分でやりましようとなれば、会社の名目は一本だけど実際は二つの会社が存在しているだけで、それはどうかという感じがします。ただ、交野市長がおっしゃるように皆様がそれでいいというなら私が1人だけ反対したところで、枚方市民の命の水を守るという基本的スタンスで進めさせていただくという事を基本に考えながら、今後の企業団と枚方市水との統合の問題も将来の課題としてどうするか、それはそれとして私の主体的判断で考えさせてもらうことになります。

議 長： 誤解があるようなので、事務局からきちっと説明いただけますでしょうか。

事 務 局： 統合は大きく二つの項目に分けられます。組織の統合と会計の統合です。本来は、会計を一緒にしない統合は有り得ないと思っています。ただ、市町村が企業団に統合する場合いきなり会計統合まで出来るのかどうか。我々としても、ゆくゆくは会計統合すべきと思いますが、すぐにというのは色々な事情があるのでいきなりは無理かなと感じています。しかし、いずれかの時期には会計も統合するという方針で統合を進めていきたいと思っています。時期の問題と理解していただきますようお願いいたします。

議 長： 前回は説明がありましたように、大阪市域部分についても将来の221億という統合メリットを43市町村で共有していくという事ですよ。

事 務 局： そういう事になります。大阪市との統合メリットの220億余りについては、今後どうやって使っていくかについては、別途協議して方針をお示ししますが、メリットを共有していく方針は変わりありません。

議 長： 具体的にどれぐらいのメリットがあるかというのは、統合した後のことになって行きますが、府内の全体43市町村がそのメリットを共有しようということですか。

事 務 局： もちろんそうです。メリットを共有するという方針は決めさせていただきました。ただ、どのような方法で共有していくのかということについては、今、議論している最中でございます。

枚方市長： あまりしつこく言っても仕方がないんですが、前回の時に出していただいた資料の中で、結局会計を一本化してしまったら大阪市のメリットが企業団に吸い上げられるだけだということで、これではもともとお互いメリットがなければ統合できないよねという大原則から見れば、これはあり得ないということになったと整理されていたと思います。事務局から説明がありましたが、私はやっぱり会計の統合の問題について、将来的には統合しなければならないけれども時期の問題だと言うのは本来おかしいの

ではないでしょうか。企業同士が合併する時に、一つの会社になったがそれぞれ会計が別ですというのはおかしいと思います。私は詭弁だと思います。それだけは指摘しておきます。

事務局： 時期ということでもまとめて言いましたが、実際、統合ができる状況になれば統合するという形で進めていきたいと思っています。

島本町長： 島本町でございます。先程、交野市長からご案内がありましたアンケートについては、私どもも「×」を書きました。ただ、府域一水道を望んでおられる多くの団体がいらっしゃるのであれば、それに邪魔をすとか、足を引っ張るつもりはございません。現段階では、従前の会議から申し上げておりますように、地下水90%、そして企業団水10%という、ブレンド水を住民の皆様に提供しているというのが住民の皆様の幸せにつながっていると、そのように確信しております。そういったご意見も今までも言わせていただいておりますので、その辺りを汲んでいただいて、この案の中の自己水源については、「市町村の意見を尊重する」というところに込められているというような理解でよろしいでしょうか。

八尾市長： 統合に関して、府域一水道については期限を切らないということを前提としつつ、将来何年かかるか分かりませんが、全体で目指していくべきと私は考えています。

ところで、統合する際の条件案の中で、先ほど島本町長が発言していた自己水源の話について、八尾市は自己水源が全くないので発言しにくいのですが、自己水源を企業団が全て無償で継承するといいながら、一方で市町村の意見を尊重するというのはどういうことなのかがよく分からないので、具体的に説明してください。

事務局： 自己水源について市町村の意見を尊重すると記載していることの趣旨は、企業団では自己水源の活用方法として、危機管理面で重要なものであると考えています。また、先ほど説明させていただいたとおり、企業団水の供給は府域の7割程度であり、例えば自己水源を廃止していくようなことになれば給水能力が足りなくなっていくと思います。したがって、市町村の自己水源は活用していくという考えですが、自己水源を今後も引き続き使用していくかどうかは経営状況をみながら判断することもあると思われまます。しかし、まずは市町村の考えをお聞きし十分協議をしていきたいと考えております。

事務局： もう少し具体的に説明させていただくと、例えば島本町では90%以上を地下水で町民の方に給水されています。もし将来、島本町の水道事業が企業団に統合され、島本町内の末端給水を企業団が実施していくことになったとしても、原則的にはその水、90%以上の地下水を守っていききたいということです。

先ほど経営状況云々と申し上げたのは、将来的にそれぞれの市町村の水道施設設備

が老朽化し、更新するのに莫大な費用がかかるということもありますので、必ず守るとまでは言えないということであって、基本的には今使っておられる自己水は守っていきたい。それが、市町村の意見を十分尊重する、原則として守っていくということです。

八尾市長： そういう意味でいうと、基本的には考え方の欄に書かれているとおり、水道事業に関わる全ての資産は企業団に継承すると。その中で、施設更新等に莫大な費用が掛かることもあるので、市町村の意見を尊重しながら判断するという理解でよいですか。

事務局： 水そのものについてはそのとおりです。

八尾市長： 了解しました。それともう一つ、統合時期について、2月の中旬以降に第4回の検討委員会が開催されますが、統合する際の条件である会計や施設整備水準、経営状況等についても協議をされて、方向性が出されるという認識でよろしいですか。

事務局： 継続審議項目になります三つの条件につきましては、十分に議論していくということで、2月中旬以降に予定しています第4回検討委員会の中では、ご提示はできないと考えています。

八尾市長： そういう提示ができないという中で、首長会議を開催して決定をしてくださいというのは、ちょっと無理があるのではないですか。その辺りはどのように考えておられますか。

事務局： 大阪市との統合協議については、これまで昨年の2月から行ってきています。その中で継続審議項目にあたる会計、施設整備水準、経営状況については、それぞれ整理したものを統合案という形で、第4回の検討委員会でご提示させていただきます。大阪市と統合した場合における会計のあり方、施設整備のあり方、市水道事業の経営のあり方につきましては、その統合案を審議いただく中で、43市町村でご判断をいただきたいと考えております。

八尾市長： 先ほど枚方市長から、会計統合をしないと意味がないのではないかとされている中で、一方では、会計を別にして検討を進めるということについて、矛盾はないですか。

事務局： 会計につきましては、中間報告案にお示しをさせていただいたとおり、会計統合することによって大阪市の末端給水事業会計では値上げのリスクにつながるということで、会計統合については選択できないというお答えをさせていただいております。

八尾市長： それは、大阪市の言い分だと思います。副企業長からは、会計統合は時期の問題だという発言も頂きましたが、それは、42市町村と大阪市の全市町村の問題でもあると思っています。基本的には43市町村の基本的な統合についての条件整理ということになるのではないかなと理解しています。それは分けて考えるということでしょうか。

議 長： 事務局からきちんと説明してください。

事務局： 今度の第4回統合検討委員会につきましては、統合する際の条件であるとか、先程来、枚方市長がおっしゃっておられますような、統合メリットの共有手法、それから技能職員をどうするか、ガバナンスといったことについてお話ししたいと思っています。それを検討委員会でご了承頂きましたら、43市町村の首長会議に上げていくと考えています。ですから、それぞれ継続協議といたしました事項につきましては、精力的に話していきたいと思っているのですけれども、43首長会議の段階でどこまでまとまっていくのかということは、今のところわからないということでございます。

八尾市長： そういう意味でいうところの継続協議の3つについても、結論が出た段階あるいは案が出た段階で、この42市町村の首長会議の開催をするという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 会計、施設整備水準、経営状況につきましては、運営協議会の議論の中では市町村から様々な意見を頂戴しておりますので継続協議とさせていただきます。大阪市との統合協議におきましては、大阪市の施設整備計画や経営計画の妥当性について43市町村の首長会議で確認をいただければ、大阪市との統合を認めるというのが現実的な進め方かなというふうに考えております。事務局としましては、継続協議に係る条件案についても、大阪市の統合協議の内容を踏まえながら現実的に整理をしていきたいと考えております。

事務局： ちょっと混乱しておりますので申し訳ありません。要はですね、資産、技能職員、外郭団体、土地の利活用、この4条件につきましては、大阪市との統合協議までに結論を出すということでございまして、それ以外の項目につきましては、その後、大阪市の統合が決まった後に、他の市町村さんが入ってこられるときの条件というふうに考えておりますので、それについては引き続き協議していくということでございます。

八尾市長： 大阪市が入ってくるときにはですね、やはり42市町村の統合条件も基本的には一緒でなければならぬというように思っていますので、そのことだけが先行されて後の部分が大阪市と統合されてから協議されるというのはちょっとおかしいのではないですか。

事務局： 大阪市との統合条件についてはですね、これまでもやってきております。それで、後出しのようなことはあまりしたくないという気持ちもあります。大阪市との統合条件につきましても、企業団と大阪市だけでやってきたというのではなく、42市町村の皆様と意見交換をしながらやってきています。ですから、今、大阪市の方からこの4つについては早く答えを出してほしいということなので、これについては早くまとめたいと。他の条件については、本当に色々な項目があるんです。それを全部とことん整理するというのは結構な時間がかかります。ですから、今大阪市さんと統合する時にはこの4つですけど、それ以外の市町村さんが企業団に統合したいといったときには、また色々な条件が出てくるかもしれない。それについてはその都度その都度整理していきたいと。だから段階的にまとまっていくという形になってこようかと思えます。

議長： ちょっと整理をさせてほしいんですけどね、今我々が議論しているのはまず企業団と大阪市との統合条件で基本的なことをここで決めようということですね。それがまさに資産の問題、そして技能職員の問題、外郭団体の問題です。これを42市町村が同意して、大阪市の方々とも同意するというで進んでいって、その次は大阪市との統合条件の具体的なものを詰めていくと。中心的なものを詰めていって、この統合についての議会の同意を得ていくということですね。そこから個々の42市町村が入る場合の具体的な、技術的なことはまだまだこれから詰めていかんとあかんと、そういうことですね。それをちょっと、大阪市のところと42市町村のところとごっちゃになっているので、今まで大阪市と詰めてきたことを基本条件としながら、42市町村と細部について詰めていくということをきちっと説明しないと、なかなか皆様と理解が一緒にならないと思うんですけども、もう一回整理してくれませんか。

事務局： 企業長がおっしゃった通りです。ですから、根幹的なものをまず詰めましょうと。それがまずは大阪市との統合につながっていくと。それ以外にも色々条件がありますので、それ以外についても順次やっていくという形です。

八尾市長： ここに書かれている4つの案については、私は基本的には賛成したいと思っています。ただ、継続協議という項目の3条件、その他にも色々ありますよね。これらがやっぱりきちっと整ってはじめて大阪市も入ってきていただくということが、やっぱり基本ではないかなという風に思うんですね。その前提条件があって、42市町村の基本的な条件というものも、そこで決まってくるという風に理解しています。基本的にはその継続協議の項目をしっかりとご説明いただいて、次にご提案をいただいたらどうかと思います。

事務局： 市町村にアンケートさせていただきまして、この4条件を先行して、大阪市との統合条件にしていきたいと思いますという意見が多かったところがございます。そして、継続

協議項目となっております会計ですとか施設整備水準、経営状況、こういったことにつきましては、大阪市との統合協議の中で話をしてきました。例えば大阪市さんの経営状況、これについても問題がないというふうになっております。工業用水道につきましては状況が悪かったんですけども、これもちょうとした経営改善計画を出していただき、これでいけるということになっておりますので、大阪市については、この3条件については、今現在詰めるまでもなくいけるものと考えております。ですから、それ以外の市町村が入ってこられるときに、例えば非常に経営状況の悪い市町村が入ってこられたときにどうするのか。そのようなことをこれから詰めていきたいと思いますという趣旨でございます。施設整備水準についても同じでございます。これから莫大な金額を投資しなければならない、というような市町村が統合する際にどうしていくのか。こういうことを今後、継続協議項目として話をしていきたいと思いますというところでございます。

議 長： まずはBIG2を統合しようというところからはじまったんですね。大阪府と大阪市の両水道を統合しようというところからはじまって、大阪府がなくなってこの企業団になったんですね。大阪市との統合条件を詰めるのに今まで延々とやってきたわけです。この状態の中で、まずは大阪市との関係において基本的な条件を詰めるというのが今日の場面です。工業用水道の問題など、さらに議論をさせてもらいますけれども、その延長に今日があるということ十分ご理解いただきたいというように私は思っています。

泉南市長： 今企業長が言われたようにですね、企業団と大阪市をまず合併させることを先行しようとする。そのためにどうするかということでやってきたわけですね。そして、その中で前回いろいろ議論があったこの4つの項目について、大阪市長が言われた中で、我々が入るときのその期限を始めは決めてほしいというようなお話だったんですけども、これはまあ我々は当然それはだめですよと、いずれは一水道だけでも、温度差が、時間差がありますよと。だからそれは期限を設けないということで大阪市も納得したわけですね。したがって大部分はそれでクリアされたというように思いますし、この4条件をまず我々で議論して、それで問題ないと。これは将来我々が統合する際の基準にもなるわけでございますので、その確認さえとればですね、企業団と大阪市をまず統合していく。そして、その他の42市町村が統合するかどうかというのはですね、それは様々な状況でございますので、それを継続協議の中で十分その状況を勘案した中で詰めていこうと。これは時間がかかります。ですから、そういう二段階でやるということでございますので、私はそれでいいと考えています。今企業長が言われたような方法でいいと考えております。

議 長： はい、ありがとうございます。

貝塚市長： 一点確認させてほしいのは、自己水源については市町村の意見を尊重するという事について、本市は約5割が自己水源でございますが、先ほどの答弁で、例えば島本町さんが9割ですが、古くなったら「ホショウ」するとお答えされたと思うのですが、それは水道企業団が修理をするという意味ですか。実は私は25年度予算から、もう自己水の耐震化、改築にとりかかる準備を致しております。その費用も企業団が補償するとおっしゃったようなので、どういう意味なのかと。要するに、自分のところで対応して、その方が市民にとって低廉で安心な水の供給ができるのであれば市長が自分でやってくださいという意味なのか、それともそれもひっくるめて企業団に統合すれば全部保障するという事なのか、その確認だけをしたいんです。

事務局： 先ほどお答えしたのは、どこかの市町村が企業団に統合した時に、その市町村の意向としてそのまま自己水源を残しておきたい、市民・町民の方に供給している水を飲ませてあげたいという要望であれば、その意見は尊重するという事です。そういった場合に、企業団が水道事業を運営したとしてもその自己水は保障するという趣旨で申し上げました。施設の老朽化の度合いでどうなるかわからないと申し上げましたが、企業団の施設となった場合は、企業団が当然、維持・補修をしていくという事です。

貝塚市長： 例えば、企業団に統合しない段階で、市町村が独自に耐震化工事を行おうが、整備にかかろうが、市町村の意見を尊重すると考えてよいのですか。

事務局： その場合は各市町村独自のご判断で実施していただくことになります。

枚方市長： 参考資料の読み方を誤解していました。先行議論と継続協議となっておりますが、これは大阪市との統合にあたっての先行議論です。残りの会計等については、大阪市との統合を含めての議論なのかと思っておりましたが、今の企業長の説明であれば、大阪市の会計は別でいくことはもう決まったことであるという理解でいいですか。ただ、そのことについては冒頭で申し上げたように、1つの企業の中に大きな2つの会計が並列して存在するのは世間には無いと思います。

議長： そういう議論があったことは理解しています。しかし、今まで説明したとおりお互いWIN-WINの関係でこの水道事業の統合をしたいというように思っていますので、両方にメリットのある方法でと考えています。例えば、今50円程度の水を使っているのに、78円の水を大阪市に買わすわけにはいきません。そういうことも考えれば、当面、大阪市の会計は別にして、将来的に統合することはあり得ますが、当面別にせざるを得ない。大局的に立てば、両方儲かるためにはそのようにせざるを得ない。それは前回の説明で皆様方にご理解を頂いたと認識しています。

八尾市長： この前の説明でご理解いただけたとは全く思っておりません。企業団の方にも言いま

したが、今のように議長が表決をとっていただいて、先ほどの議案①②と同じように「賛成」「反対」をとっていただいたとは全く思っておりません。議事録も読ませていただきましたが、「異議なしという声あり」、というような表現が括弧書きされていましたが、「異議なし」が聞こえたとは思っておりません。そのことが全体で合意されたかどうかは、私にとって非常に疑心暗鬼でした。

統合する際の条件についても、大阪市との協議も継続して、この結論を出して2月の中旬に示されるものだと理解しています。枚方市長が言われたように、「会計統合は別でいく」という結論になったとは理解しておりません。

議長： 42市町村が全て同じ気持ちになって議会を通していただかないと進めない訳です。若干、小異があるようですが、大同についてですね、水道統合を進めるということで八尾市長にもよろしくご理解をお願いしたいと思いますが、理解いただけませんか。

八尾市長： できれば、この継続協議事項についてはしっかりと継続協議して方針を出していただいて理解してもらわないと、ちょっと市議会に提案するのに自信がないですね。

高石市長： スケジュールはあくまで予定であり、2月中旬以降、第4回検討委員会をやるんですね。まずは4項目をやりながら合意形成を図り、そこから43市町村首長会議に持っていくと。当然のことながら、全ての首長がご同意いただけるかどうかというのは、ここの皆さんのご努力にかかっていると思います。基本的には前回中之島の会議で、私の記憶ではできるところからまとめて行こうではないかというのが大勢のご意見ではなかったのかなと思います。当然、無理があってはいけないので、そのところは市町村の濃淡があるので、事務局あるいは各市水道の担当の方々とも十分協議いただいて、何とか合意点に達していただけるようにこれから努力いただきたいと思います。竹山企業長におかれましては、いろいろご苦勞おかけして恐縮ではございますが、さらなるご努力をお願いしたいと思います。

議長： とにかくですね、入る時期は色々です。自己水を持っておられる島本町の事情等を考えると、府域一水道になって企業団に入るというのは、それぞれの事情があるから色々ですけど、入りたいところもあるんです。もう一緒に企業団に統合して、水道施設を何とかしようというご希望もありますので、そんなところの想いも汲み取ろうと思えば42市町村は同じ土俵に乗って入りたいところを救済するよう、入れるようにするようなことがまずは大事だと思います。是非そこのご理解を皆さまに議論いただきたいと思います。

東大阪市長： 基本的な詰め方については、今も企業長が言われていますように東大阪市としては、「了」とさせていただきたいと思います。

資料の中で気になることをお尋ねしたいのですが、橋下市長からの更なる提案とい

うことで随意契約のところがあります。簡単に言えば大阪市長が言われるこの比率に相当する分の業務については、随意契約とすることです。これは、業務の量、種類、そして想定される随意契約の金額はいくらになるのか。それと、期間が長期間になった場合、長期間に随意契約が行われるという部分がやや心配なんです。想定される数字のイメージを説明していただけますか。

事務局： スケジュール表を見ていただきますと、2月上旬の所に全体調整会議という記載がございます。その中で、技能職員の業務の委託手法という所がございます。今、随意契約が本当に法的に問題があるのか無いのか、ということを検討しているところがございます。この検討につきましては、企業団と大阪市水道局とで一緒になってやっております。はたして、随意契約でいけるものかどうか、法的にどうなのか、もし、いけないとしたら何か他の代替手法があるのか、というようなことを検討いたしておりますので、ちょっと具体的に期間がどうだとか、どれくらいの金額ということは、そこまで検討が至っておりません。ですから、それ以外の方法があるのか無いのかということも含めて現在検討中ということでございまして、これらにつきましては、検討委員会なり、43の首長会議でお示ししたいというふうに考えております。

東大阪市長： 微妙な問題なので、十分に注意していただきたいと思います。

議長： 分かりました。十分注意させていただきたいと思います。その他いかがでしょうか。

枚方市長： 統合する際の条件の4項目の土地の利活用で、「水道事業で使用しないという判断及びその土地の売却については、市町村と十分協議した上、企業団が行う。」となっておりますが、これは売却事務を企業団が行うということですか。そして、譲渡益が発生した時、その譲渡益についてはみんなの利益になるのですか。それとも、これは大阪市の関係なので、大阪市水道事業会計の譲渡益として今後とも使っていくということになるのですか。また、大阪市の譲渡益と考えた時に、その譲渡益は企業団から大阪市の一般会計に贈与というか、利益の移転ということは行うつもりでしょうか。さらに、利益移転が会計制度上可能なのでしょうか。そのことについて確認させてください。

事務局： まず、統合した後の水道事業で使用しないという判断と、その土地の売却についての判断を企業団がするというところがございます。もちろん、土地の売却益につきましては、資産を持つ当該水道事業会計の中の譲渡益ということになります。企業団に資産を全て承継しておりますので、ここでは、例えば大阪市の一般会計へはその譲渡益は行かずに、企業団の中の大阪市域水道事業会計の中で利益が発生するということになります。

議長： これは大阪府と一緒にですね。大阪府が水道部にあった財産を企業団が全て無償で承

継しました。大阪市の場合も今度、全部無償で大阪市の財産を承継します。そして、その利活用のイニシアティブは大阪市さんに持ってもらうと。そして、その譲渡益については全て企業団に入ります。そういうところをきちっとおさえて行って、企業団の会計をきちっとですね、これからも継続的に使っていくということになっていくと思います。

八尾市長： 今の説明では大阪市の会計に入るということではなかったですか。

議長： 企業団の会計です。

枚方市長： 企業団の大阪市域水道事業会計に入るということ。

事務局： 企業団にある大阪市域水道事業会計の譲渡益となります。

枚方市長： 大阪市はそれでいいんですね。

議長： 了解をとっています。

池田市長： まず1点は、事務局のお考えと企業長のお考えの摺合せをお願いしたい。私は、企業長が最終的におっしゃった事を支持したいと思います。

そして、府域一水道の中の企業団に入りたいという団体もあるし、自己水をとという団体もある。企業長のご発言は、あくまでも入りたいという方の意見を尊重して認めていただきたいという事だと思います。これはこれでいいと思います。逆に、年数がたちますと、企業団に入られたところから入っていないところに対して、逆の圧力がかかる可能性があります。この点については、きちりと企業長の方でご承認いただきたいと思います。

議長： この問題は、一番大事なのは会計をどうするかなどを、今後継続協議して詰めていくという事ですので、その部分については43市町村の間で詰めていきたいと思います。くれぐれも私が決めるわけではなく、皆さんと決めたいと思いますので、皆さんのご意見の最大公約数的に進めていきたいと考えています。

それと、私と事務局でどう違うかという事については、あまり無いと思います。言葉使いは違うかもしれませんが、本質的な部分では違いは無いと思っております。

豊中市長： 課題は随分あるというのは皆さんの共通認識で進めてきました。しかし、府域一水道に向けて進めて行きましょう。ここは了解をして、課題はあるけれども府域一水道を目指す。その中で、まず、企業団と大阪市と一緒にやれるために条件はどうなんですか、そのことを、事務局と水道事業管理者が集まって、様々検討を頂いて一定の方

向性が出された。理想に向かってすぐ解決出来ない課題については、一定の時間を置きながらやりましょうということで進んできたとは思っております。現状で、企業団と大阪市の統合にあたっての課題については一定の整理をいただいて、この案を進めたいということでございますので、先ほど企業長が説明されたように、着実に一歩ずつ進んでいくということで、豊中市としてはその形で是非進めていただきたいということです。

議 長： それでは、「府域一水道に向けた統合条件」につきましては、事務局案のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

<異議なし>

ありがとうございます。「府域一水道に向けた統合条件」につきましては、本日も承認いただきました内容に従いまして、第4回水道事業統合検討委員会で報告し、大阪市との統合協議を進めていくことといたします。

2. 報告事項

(1) 平成 25 年度当初予算案について

議 長： 続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告内容は、先ほど申し上げましたとおり、平成 25 年度当初予算案でございます。それでは、事務局の方、報告をお願いします。

事務局： 平成 25 年度当初予算案について説明させていただきます。時間が押しているところですので、ポイントのみの説明とさせていただきます。

資料3の1ページをお開きください。25年度当初予算案の概要でございます。予算額の規模でございますが、この表の最上段、709億97百万円を予定しています。対前年度と比べますと57億ほどの減少となっておりますが、大きな内訳としては先ほどのシミュレーションでも説明させていただきました琵琶湖開発事業に係る減価償却費の減少などに伴うものでございます。収入については、先ほど説明しましたとおり、来年度4月以降、78円を75円の料金で収入する前提で試算をさせていただいています。これを前提とした単年度損益欄でございますが、約23億58百万円を予定しています。

2ページをお開き願います。工業用水道事業でございます。当初予算額は、125億30百万円を計上しています。対前年度比50億円ほどの減少となっておりますが、上水と同じく琵琶湖開発事業に係る減価償却費の減少あるいは、企業債利息の減少等によるものでございます。このことをふまえた単年度損益は、一番下のところで22億43百万円の黒字を見込んでいるところでございます。

3ページをお開き願います。続きまして、主要事業でございますが、まず、これも

ポイントだけ説明させていただきます。一つ目、改良更新事業の推進ということで、総額 162 億円あまりの予算を計上しております。内容といたしましては、バイパス送水管の整備をはじめ、河南地域におけます連絡管ほか、府内各地の送水管路等についての更新あるいは改良工事を着実に進めていくための経費でございます。

4 ページをお開き願います。これらと併せまして、今後の効率的な施設整備に向けたアセットマネジメントの取り組み、あるいは南海トラフ巨大地震を想定しました影響調査、こういったものにも取り組んでまいります。それから、ローマ数字の 2 番でございますけれども、安全・安心で良質な水ということで、この中で新規事業、来年の一つの目玉としまして、2 番の (2)、(仮称) 河南水質管理ステーションの整備ということで、従来から行っております水質の共同検査に加えまして、河南地域におきまして河南地域の受水市町村さんとともに水質の管理業務を共同処理するという試みを来年度実施してまいりたいと考えているところでございます。

次の 5 ページをお開きください。5 ページの 3 番、持続可能な事業運営、この中の新規事業といたしまして、1 の (3) でございますが、河南町大宝低区の配水池、こちらの耐震補強工事につきまして、企業団としてその設計から施工に至るまでを受託するといった試みでございます。来年度はまずその設計委託経費として 1 千万円を計上しているといった状況でございます。また、新規という意味では、一番下でございますが、国際貢献の欄、先日協定を締結いたしましたタイ王国首都圏水道公社 MWA との技術交流、こういったことを促進してまいります経費ということで、4 百万円を計上しておりますところでございます。

6 ページをお開き願います。工業用水道事業会計でございますが、基本となりますのは改良更新事業の推進でございます。総額で 35 億円強の予算を計上しております。中身としましてはバイパス配水管他、管路の更新等に関する経費が中心でございます。また、上水と同様、アセットマネジメントあるいは南海トラフの地震の影響調査といったことの推進に取り組んでまいりたいというところでございます。

なお、8 ページ、9 ページにわたりまして、ただいま簡単に説明させていただきました河南の水質管理ステーション、あるいは個別業務の受託についての資料をご参考までにお付けしておりますので、後程ご覧いただきたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、来年度の当初予算の説明とさせていただきます。

議長： それでは、ただ今の件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか

<質疑なし>

議長： それでは、本日の案件は全て終了いたしました。他にご意見等はございませんか

大阪狭山市： 予算の事ではありませんが、25 年度に少しご検討いただきたいと思いますので、ご提案します。料金の徴収ですが、各々市町村で各家庭の検針を行い、料金計算をし

て納付書を送って徴収する、という作業を行っていますが、せっかく企業団という組織があるので、共同でそのような業務委託をするとコストがかなり安くなるのではないかと考えています。今までの銀行の窓口で支払う・口座振替だけでなく、コンビニ支払・カード決済など比較的便利であるが、手数料が高額になる。それで時期は一つにはならないと思いますけれども、企業団で市町村が随時乗っていけるような方法をまず考えていただきたいと考えています。

公共料金というと関西電力と大阪ガスがありますが、それぞれが1つの家庭に水道も含めて3つが行っているのです、これを1つのデータ管理会社にでも委託すれば、大阪ガスも関西電力も我々も助かるということになります。関西電力と大阪ガスは最近、オール電化などで競争していますが、企業団の性格からいえば、割と中に入って仲介役も果たせると思うので、いわゆる公共料金は一本にしてはということです。主婦の側からいえば、公共料金のワンストップサービスのような形にできるような工夫というか研究をしていただけたらと思います。

議長： 事務局として十分検討していくことをお願いしたいと思います。

一言お礼申し上げます。皆様方に慎重なご審議と熱心なご議論いただき、全ての議事について承認頂いたところでございます。ご協力に心より御礼を申し上げます。